

## 第5回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成19年11月14日(水) 18:30~20:30

場 所 市役所本庁舎 8階第2会議室

### 1 開 会

### 2 函館市の福祉行政について

《資料により事務局から説明》

### 3 質疑

(横山委員長)

函館市福祉サービス苦情処理制度の資料があるが、これは函館市としてオリジナルな条例と理解してよろしいか。

(事務局)

道内でもいくつかの市が取り組んでいるが、苦情処理のシステムを独自で構築している。自治体では珍しい部類に入ると思う。

(横山委員長)

この制度はわりと早い時期に作っていると思うが、介護保険が始まったときのあたりか。

(事務局)

平成12年に開始している。

(横山委員長)

苦情処理の件数も標記されているし、内容も整理されている。苦情処理の委員は何名いるのか。

(事務局)

委員は2名おり、一人は弁護士、もう一人は大学の准教授にお願いしている。内容が法的なものであれば、弁護士の委員にお願いし、福祉の制度に関わるものであれば准教授にお願いしている。

(横山委員長)

この制度に関しては非常に感心する。

(敦賀委員)

高齢化の実態は分かるが、少子化に関しては、0-14歳人口がルーマニアを抜いて遂に世界一になった。我々が子どもの頃、子どもは国の宝と言われた。少子化についてはさらに対策を進めていくべき。函館、釧路、室蘭は人口減少が進んでいる。少子化を含めた人口増対策をこれから進めていかなければならないと思う。福祉の制度は、国の制度に従うのはしょうがないと思うが、国も療養型病床の3.8万床を1.5万床にし、2.3万床を民間と在宅で対応すると発表したが、新聞記事ではこれも見直そうということで、国自体も方針が定かでない。函館市もこのことを受けて、高齢者計画の見直しを検討しているのかどうか。それと少子化についての考え方を聞きたい。

(事務局)

療養型病床群について、基本的に国の方針としては減らしていこうとしている。受け皿として老人保健施設、ケアハウスが示されているが、確かに今、療養型病床に入っている方は、医療型の管理が

必要な方で、その方が地域に急に戻れるかといっても難しいものがある。かといってケアハウスが受け皿になるかという、それも難しい。国の政策としては無理があると思うが、一方でなんとか介護保険の国の負担を少なくしなければという考えで進めており、国、北海道と市町村と押し合いを行っている状況にある。一番、困るのは国の方針を転換することで、それに振り回されないようにということが求められ、計画については今回、介護保険の見直しに伴い18年度から20年度の3か年計画を策定した。その中でサービス量を見込むにあたっては、高齢者の人口に基づいて計算しているので、今回の転換分は別枠で想定している。別枠なのになぜ介護保険料が上がらないかという、療養型病床群に係る保険給付の金額と今転換しようとしている老人保健施設等の介護給付の額が、実は療養型病床群の方が高く、高い方から低い方に流れる分には、介護保険に影響を与えないので、別枠で示されている。計画では仮に病床の転換が進んでも介護保険料に与える影響が少ない。20年度に現計画を見直してまた、3か年の介護の計画、併せて高齢者の計画を一体的に21年度からの計画として策定していく。

(敦賀委員)

20年度までは今までの計画でということか。

(事務局)

3か年の保険給付をもって保険料を決定するとなっており、介護保険サービスを利用する方と、それ以外の高齢者福祉サービスを利用する方について決定しており、併せて表裏一体で作るよう国も策定指針を示している。今、療養型病床がどう転換していこうとも保険給付の総額は変わらないということで特段変更は行わない。

少子化については、一時、合計特殊出生率が17年に少し持ち直し、国は当初の見込みが1.25から1.26、18年度で1.32となっており、北海道では17年の見込みが1.13から1.15、18年度で1.18となっており、函館市は17年度が1.07、18年度が1.10と若干持ち直しているが、直近では落ち込んでいる。一時的に持ち直しているのは、全国的な景気回復や雇用改善等で子どもを生む数が増えていると厚労省は分析している。私見だが、次世代の計画を策定するうえでアンケート調査を実施し、回答の中で、経済的な負担が重荷になっているという要素がある。あるいは一人でいることに抵抗感がないということもある。少子化に対する決め手がないのが実情だが、市では子育てに力を入れ、子ども未来室を設置するほか、子どもなんでも相談110番を設置した。行政の働きかけによって、女性だけではなく男性も含めて、子どもを生み育てる意識がどれくらい上向きになるかということが変わってくると思う。もう一つ別なところでは、地域福祉は高齢者の部分で捉まえることが多いが、やはり子どもは地域の宝なので、地域の方が例えば子どもの面倒を見たりというような、昔あった地域社会をもう一度、今の時代に合わせて構築していくことで、子育てに関わる精神的な負担も軽減されるのかなと考えている。

(敦賀委員)

町会でも子どもが生まれたときにお祝いを給付するようなことも考えており、少子化に対しては函館市独自の取組をお願いしたい。

(横山委員長)

データを見ると、自然減なおかつ社会減になっている。旭川市よりも非常に深刻な状況になっている。

(板本委員)

障害者自立支援法の内容を調べたところ色々問題がある。例えば、障がい者が仕事で得た収入につ

いて一定額以上の収入があると、応益負担が課せられる。また、障がい者の介護についても、標準的介護時間が設定され、上限を超えるとその費用は自治体が負担することになった。この法律では、障がい者の就労意欲を阻害することにもなるし、介護サービスにも影響が出てくると思う。この法律のもとでも、市は障がい者に対して今までと同じサービスを続けていけるのか伺いたい。

(事務局)

基本的には障害者自立支援法の施行に伴って、今まで障がい者はサービス、施設にしばられていたが、いろいろな選択肢を増やしていこうという発想がある。どういうサービスが必要かという、障がいの種別を問わず、分かりやすい制度で地域で暮らしましょうという趣旨の法律だが、費用負担の問題もあり国レベルでは、3年を目途に見直すとしている。費用負担については上限を設定するという考え方や、そこまでの収入がない方についても、自治体が支援するという考え方も示されている。サービス量について一定程度確保されていると理解はしている。

(市居委員)

小規模作業所において、就労していた人が、応能の負担となると、在宅でとじこもりがちになってしまうことがある。できるだけ雇用と制度を上手くかみ合わせた中でやっていかなければならない。働く場がもっとあっても良いという印象は持っている。

(横山委員長)

福祉制度の説明はここまでとして、次に教育行政について説明をいただく。

#### 4 函館市の教育行政について

《資料により事務局から説明》

#### 5 質疑

(丸藤委員)

このアプローチという資料は、毎年作っているのか。また、項目は教育委員会で考えているのか。

(事務局)

毎年作っていて、内容は教育指導課で作っている。

(丸藤委員)

外部の方を入れて作っているのか。

(事務局)

外部の方は入っていない。基本計画の策定については、外部の方が入った懇話会を設置し、意見を聞きながら進めている。

(大江委員)

アプローチとは何か。

(事務局)

毎年作っており、年度ごとに学校教育の指針として、各学校に提示している。内容については、改善を図ってきている。

(大江委員)

あまり広報等で見たことがないが、外部には出さないのか。

(事務局)

ホームページに掲載している。市立の幼稚園、小・中学校、高等学校に対して配付している資料で

ある。

(若杉委員)

学校の設備に関し、古い学校は、50年以上経過している学校もある。統廃合による新設校もあり施設に差がある。一般家庭でも家に人が居ても鍵を掛ける物騒な時代に、学校では鍵を掛けないで開け放しているところもある。数年前、大阪で起きた事件のようなことが、函館であった場合に、古い学校にも自動の鍵を付ける予算はどうするのかということもある。事件が起きたときに対処するのではなく、今から予算を付けて施設の施錠はして欲しいという思いもあって、この自治基本条例の策定に参加している。何点か質問するが、水谷さんという夜回り先生を知っているかと思うが、その先生は函館ではどこでも薬物を買えるまちだと言っている。夜になると所々に薬の売人が見受けられると言っている。中学生では薬物使用に関する事例はあるのか。

(事務局)

手元に資料はないが、実際に小・中学校の範囲では薬物はないが、シンナーはある。中学校卒業後の高校生の段階では、そういう事例も聞いているが、ここ数年では薬物の使用はシンナーも含めて比較的数字は多くない。将来的に薬物、シンナーに繋がる前段階での喫煙や飲酒の事例はかなりあるので、危機意識を持ちながら取組を進めていかなければならないと思っている。中学校の中では、薬物乱用防止教室を定期的開催する学校が多くなってきている。小学校の中でも薬物、喫煙をテーマにし、通常の保健の学習を行っているが、さらに学校行事、生徒会の活動に結びつけた取組を進めてきている。表面的に出てきているものと、潜って表面に出ない実態との認識は一致しないかも知れないが、教育委員会に報告されている中では、薬物に関する事例はここ数年は報告を受けていない。

(若杉委員)

学力について、先ほど全国から見ると北海道のレベルは低いという話があったが、体力については全国的な調査を行ったことはあるのか。

(事務局)

全市的なものはないが、北海道の中での抽出調査や各学校において体力診断テストを行っている。

(若杉委員)

良く体力がないと集中力がないと言われるがそうだと思う。学力の低下も体力の低下にリンクする部分が多いと思う。

(市居委員)

ここ数年、福祉教育ということが出てきて、社会福祉協議会でも力を入れてきている。以前、教育委員会の資料を拝見したときに、社会福祉活動やボランティア活動としてゴミ拾い、環境美化など、ほとんどの小・中学校で行われている。それは素晴らしいことだが、障がい者のノーマライゼーションを推進していくためのノーマリー教室について、各学校で取り組むのになかなか予算が付かない状況があって、私どもも北海道社会福祉協議会から、助成を受けながら各学校にお知らせし実施してもらっているが、予算の確保は難しいのだろうか。福祉の小学校5年生を対象にした副読本を作成しているが、利用率も低いと聞いており、それも含め福祉教育にもう少し力点を置くような方針ができないのかと思った。

(事務局)

今、義務教育の基本計画の中でも、その部分も大事な項目として掲げ策定を進めている。福祉は教育課程との関わりの中で、どの程度重点化を図り、また時数を掛けながら学習活動として組み立てていくかということでは、学校としての違いも多少はあると思う。福祉については教科の中では社会科

の学習がある。本当に福祉の共生の意識を育てるということになれば、具体的に体験学習を通じ、そういう方達とふれ合うような時数を確保していくことになるが、学校教育課程の中でどういう時数でそれを教育活動の中に組み入れていくためには、例えば総合的な学習の中で福祉教育をテーマにした単元の構成をする。それから、生徒会や児童会行事の中に子どもたちの自発的な活動に結びつけていく取組をしていく。特別活動のような学級活動の中で、先生が上手に混ぜ込みながら組み立てていくという工夫ができると思う。教科として独立するものではないので、まずその活動に重点化をしていくかということが大きく一つある。今日的な問題としては、福祉、環境も重要であり、教科になっていないところで学校はたくさんを求められている。それをどう取捨選択しながら、学校、地域の実態、子どもたちの状況に応じ、テーマを設定し取り組んでいる。実際問題として、福祉教育について、それぞれの学校でどれくらいの時間数を確保しながら行われているかは開きがあると思う。函館市内で福祉をテーマにし、総合学習で取り組んでいる学校は、地域に福祉施設があると連携をしやすい。交通費を掛けずに校区の中で工夫をしながら、地域の持つ大事な側面として取り上げていくということもできる。学校によっては福祉ではなく環境や農業というところもあり、どうしても学校での限られた教育活動の時数の中では、何に焦点をあてて学習を進めていくかが学校での教育課程を組む際の取捨選択になる。毎年、学校で取り組むことはできなくても、例えば総合的な学習の時間で小学校、中学校のどこかではある程度時間を掛けながら福祉に係る学習を行うことは大事なことで各学校の認識はあり、私どもも基本計画の中で位置付けているので、積極的に投げかけていきたいと考えている。また、予算面では、知恵の予算で、先ほど話したように今年は、計画や準備が不十分な中での実施であったと思うが、具体的に人材のお願いをしたりする部分に今まではなかなか予算の確保ができず、この知恵の予算を活用することで、学校の判断である程度できるようになったことから、学校の計画とそれに予算が伴ってくることによって、もう少し充実していければ良いと考えている。

(横山委員長)

それでは、福祉、教育行政については以上で終了し、その他だが、前回、板本委員から会議録の取り扱いについて、具体的には氏名の公開について、どのようにしていくかという意見があった。これについて協議したいと考える。板本委員の意見は、これから先、具体的な議論に入ったとき、委員の氏名が公開されると、差し障りがあるということであった。どう考えるか。

(板本委員)

前回、そういう話をしたので、私は直接、札幌市、苫小牧市、稚内市の担当者に確認してみた。稚内市では委員にかかるプレッシャーを考慮して、氏名の公開は避けたとのこと。苫小牧市と札幌市は、事前に会議録を各委員にフィードバックして、発言内容の削除や訂正等を行ってもらおうということで、氏名の公開に踏み切ったということであった。次いで会議録の公開に対する市民の反応についても聞いてみた。稚内市と苫小牧市では、特に批判的な意見はなかったとのことだが、札幌市は少数ながら、委員会のあり方に対して批判する声が寄せられたということであった。なお、これは参考ということで、3市とも議会との関係では、議員から委員会に対して厳しい注文が出され、大変だったという説明もあった。

(横山委員長)

稚内市も一度、会議録は委員が内容を見てから公表となっている。私は最初に、自由な発言が妨げられるのであれば、公開しないという方法もあると言ったが、その時、各委員は公開は問題がないと言っていたが、どのようにするか。

(若杉委員)

私は構わない。

(板本委員)

自由に意見を述べるのは当然であるが、フィードバックされた会議録を各委員がチェックし、不適当な発言の削除や発言内容の訂正等を行うという方法をとるのであれば、氏名を公開しても差し支えないと思う。

(丸藤委員)

私は前回発言したように構わない。

(敦賀委員)

私も構わない。事務局で文言を整理するときにこれはどうかなというのであれば、発言委員との調整は必要と思う。

(市居委員)

構わない。

(大江委員)

情報公開の委員会では公開している。オフィシャルな会議なので、責任があると思う。委員として委嘱され、これだけ抽象的であるが故に大きいテーマの委員会では匿名であるというのは、僕の考えではあり得ない。それであれば何のためにまちづくりや市民参加のフレームを皆で話し合うのかという意味が分からないと思う。

(佐々木委員)

この委員を引き受けるときにプレッシャーがあり、自由に発言して欲しいと説明され参加したが、これから具体的な話を進めていくなかで自分に知識がない問題になったときに的はずれの発言をしてしまうことがあるのではないかと考え、それが実名で公表されたときに、身内からもなぜこういう発言をしたのかと思われるのも不安で、この話題が出るといつも悩んでいたが各委員がそれぞれの団体から代表で参加し、実名で公表しても構わないということだったが、きちんとした内容の発言をしなればいけない場面で、言いたいことがストレートに言えないこともあるのかなという不安は少しある。しかし、それでも各委員の励ましがあれば頑張れるような気がする。

(長尾委員)

私は、名前を公表しても良いし、知識はないがあまり堅く考えずにフランクに話し合いができれば過激な発言は出ないと思うので構わない。

(大久保委員)

問題ない。

(木下委員)

どちらでもいい。

(横山委員長)

テープを起こしをしたものを必ず委員に見せて、修正を行うという手続をとって公開ということによろしいか。

(異議無し)

(横山委員長)

今日は議論できないが、ワークショップのことについて、検討委員会では次回から、各委員から提出される項目の整理をした上で議論に入っていくが、同時にワークショップを開催していくことにな

る。ワークショップをどのように開催していくかは決めていない，また検討委員会の委員がどう関わっていくのかも決まっていない。次回ワークショップのあり方について議論したいと考えている。ワークショップで出た意見を検討委員会で検討し，できるだけ尊重していくことになる。そういう面でワークショップは非常に大事になる。次回はワークショップについて議論することと，大項目，中項目について少し検討に入れればと思う。次に事務局の方から提出資料の説明を願う。

## 6 閉 会